

特別徴収義務者 指定番号

※番号を転記してください。

令和6年度 市民税・県民税 特別徴収のしおり

《目次》

- 1.市民税・県民税 特別徴収義務者の指定について P1
- 2.特別徴収の取り扱いについて P2～P4
- 3.特別徴収税額の納入について P5
- 4.市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書について P6
- 5.【特別徴収を開始する場合】
「特別徴収への切替申請書」の書き方 P7
- 6.【退職・休職等により特別徴収ができなくなった場合】
「給与所得者異動届出書」の書き方 P8
- 7.【事業所の所在地・名称・送付先に変更がある場合】
「特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書」の書き方 P9
- 8.「退職所得に係る特別徴収税額納入申告内訳書」の書き方 P10
- 9.各種届出書綴 P11～P14
- 10.ゆうちょ銀行・郵便局の指定について P15

※「eLTAX」による提出は、地方税共同機構のホームページをご参照ください。
<https://www.lta.go.jp>
 ※届出書は越前市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/050/tokutyo.html>

越前市役所税務課(⑩番税の窓口)市民税グループ
 〒915-8530
 福井県越前市府中一丁目13番7号
 TEL 0778-22-3014

印刷用紙を大切に使用ください。

給与支払報告書(総括表)

越前市長 殿 令和 年 月 日提出

給与の支払期間										年 月分		月分まで		指定番号	
給与支払者の 個人番号又は 法人番号										右記 記載	事業種目				
フリガナ											受給者 総人員	人			
給与支払者の 名称又は氏名											越前市への報告人員				
上記の所在地	〒										内 記	特別徴収 対象者 (給与天引)	人		
給与支払者が 法人である場合の 代表者の氏名												普通徴収 対象者 (個人納付)	退職者 を除く	人	
連絡者の氏名及び 所属課、係名 並びに電話番号	課 係 氏名 電話番号() - 内線										合 計	人			
関与税理士 氏名・電話番号	電話番号() -										特別徴収用 納入書	要・不要			

特別徴収・普通徴収にかかわらず、提出の際には必ず添付してください。
 ※給与支払報告書の提出を税理士に委託されている場合は、この総括表を税理士にお渡しください。
 ※退職・休職等により特別徴収できない方の個人別明細書は、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の後ろに添付してください。

令和7年度給与支払報告書の提出について

令和6年分の給与支払報告書を、下記の事項にご留意の上、令和7年1月31日(金)までにご提出くださいますようお願いいたします。

1 給与支払報告書(総括表)

所在地・名称等に変更がありましたら、「所在地・名称変更届出書」(13ページ)を提出してください。総括表に記載いただいても変更できませんのでご注意ください。

2 給与支払報告書(個人別明細書)

- (1)令和6年1月1日から12月31日の間に給与の支払いを受け、令和7年1月1日に越前市に住所がある全ての給与受給者分を提出してください。(退職者・休職者及び個人で確定申告される方の分もご提出ください。)
- (2)前職分給与を合算している場合は、摘要欄に前職の事業所名と住所、給与支払額、社会保険料、源泉徴収税額、退職日を記入してください。
- (3)退職者・休職者等、特別徴収できない方の給与支払報告書は、摘要欄に該当する符号(「普F」など)を明記し、次ページの普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の後ろに添付してください。

重要

普通徴収対象者がいる場合は、次ページの「普通徴収切替理由書」の添付が必要です。

普通徴収(個人で納付)に該当する従業員の方がいる場合には、右の「普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)」を給与支払報告書と一緒に提出してください。
また、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に該当する符号を記入してください。

【給与支払報告書(個人別明細書)記入例】

(摘要)

普 F

「摘要」欄に、該当する符号を必ず記入してください。

労働保険料の金額の内訳	厚生年金保険料の金額	国民年金保険料の金額	介護保険料の金額
-------------	------------	------------	----------

中途就・退職

就職	退職	年	月	日
	○	6	12	31

退職年月日の記載がある場合は、符号を省略できます。

【提出時の綴り方】



※「普通徴収切替理由書」の合計人数と件数が一致することを確認してください。

「」を切り取って使用ください。

指定番号

普通徴収切替理由書 (兼 仕切紙)

※この仕切紙から後ろは普通徴収対象者となります。

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員が2人以下 (下記「普B」～「普G」に該当する全ての(他市町分を含む)従業員を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収を行っている	人
普C	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支払額が93万円未満)	人
普D	給与の支払いが不定期 (例: 給与の支払いが毎月でない)	人
普E	個人事業主の事業専従者 (給与支払者が個人事業主の場合のみ対象)	人
普F	退職者または退職予定者 (5月末まで)	人
普G	1年未満の契約社員	人
合計		人

1. 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普Bなど)を記入してください。
2. この普通徴収切替理由書の提出がない場合は、原則、特別徴収対象者となります。

特別徴収義務者各位

越前市長 山 田 賢 一

市民税・県民税特別徴収義務者の指定について

市民税・県民税の特別徴収事務につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

地方税法第41条および第321条の4第1項ならびに越前市市税賦課徴収条例第45条の規定により、貴事業所を市民税・県民税の特別徴収義務者に指定します。本年度の市民税・県民税の特別徴収税額は別紙にて通知します。

1 月末までにご提出いただいた給与支払報告書（総括表）の特別徴収対象者欄に人数の記載があった場合、特別徴収義務者として指定しております。

所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者（事業主）は、アルバイト、パート、役員等を含むすべての受給者（納税義務者）から市民税・県民税を特別徴収（給与天引き）することが法令で義務付けられております。（特別な理由がない限り、普通徴収にすることは認められておりません。）

福井県では、平成28年度からすべての市町で特別徴収の実施を徹底する取り組みを行っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

特別徴収の取り扱いについて

別紙のとおり本年度分の給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の通知書等をお送りいたします。つきましては、この「しおり」をご覧ください、市民税・県民税の特別徴収について、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 特別徴収

納税者の便宜を図るため、地方税法第 321 条の 3 および越前市市税賦課徴収条例第 44 条の規定により市民税・県民税を 6 月から翌年 5 月までの年 12 回に分けて、毎月の給与から差し引いて事業所ごとに納入していただく制度をいいます。

2. 特別徴収義務者

地方税法第 321 条の 4 及び越前市市税賦課徴収条例第 45 条の規定により指定された給与支払者をいいます。特別徴収義務者は、給与の支払いをする際、市から発送された税額通知書により毎月定められた税額を給与から差し引いて、定められた期限までに納入する義務が生じます。

3. 特別徴収税額の通知書

特別徴収の関係書類を受け取られましたら、その内容をご確認ください。「特別徴収のしおり」表紙に記載された特別徴収義務者指定番号は、貴事業所を表示するものです。今後、市に提出される特別徴収関係書類あるいは照会については、必ず指定番号を明示してください。「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」は、受け取り後、月末日までに各納税義務者にお渡しください。

4. 毎月の給与から天引きする特別徴収税額

本書と同封してお送りしました「令和 6 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に基づき、各納税義務者の給与から天引きして納入してください。

また、納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により、通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、変更月から徴収金額を変更して納入してください。なお、納入書については税額の変更の都度送付いたしません。お持ちの納入書の金額を訂正してご使用ください。（訂正方法は P5 参照）

5. 納期限・納入場所

納期限は、各納税義務者の給与から市民税・県民税を天引きした月の翌月 10 日（10 日が金融機関の休業日のときは、翌営業日）です。以下の納入場所に納入してください。（期限を過ぎると督促料・延滞金が加算される場合があります。）

納入場所：福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・北國銀行・福井信用金庫・北陸労働金庫・越前たけふ農協・福井県農協・ゆうちょ銀行または郵便局

6. 異動届などの提出

退職・休職・転勤等の事由により納税義務者の給与から市民税・県民税を天引きできなくなった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月 10 日までに「給与所得者異動届出書」（P12）を提出する必要があります。（地方税法施行規則第 9 条の 5）

給与支払報告書提出後、退職等で給与の支払を受けなくなった人がいる場合にも、4 月上旬までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。

また、入社等により新たに徴収すべき事実が発生したときは、「特別徴収への切替申請書」（P11）を提出してください。

特別徴収対象者のうち、天引きする市民税・県民税が 0 円（非課税）の方が退職した場合でも、「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。

7. 退職・休職者等の徴収方法

《6月1日から12月31日までに退職等をした場合》

市に「給与所得者異動届出書」を提出していただくことで、徴収方法が特別徴収（給与天引き）から普通徴収に切り替わり、残りの税額（給与から天引きする予定だった未徴収税額）は本人（納税義務者）が直接納付していただくことになります。（徴収方法が切り替わる旨を本人に伝えてください。）

本人の申し出があった場合には、退職時に支払いをする給与や退職手当等から一括徴収した上で納入していただくこともできます。

《1月1日から4月30日までに退職等をした場合》

本人の申し出がなくても、給与から天引きできなくなる税額は、給与又は退職手当等から一括徴収した上で納入していただくことが義務付けられています。（地方税法第321条の5第2項）

ただし、一括徴収すべき額が給与又は退職手当等を超える場合は、この限りではありません。

8. 特別徴収義務者（事業所）の所在地・名称変更について

所在地・名称等に変更があった場合は、「特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書」（P13）を提出してください。

9. 納期の特例について

一定の条件を満たす事業所については、市へ申請し、承認を受ければ、従業員から徴収した市民税・県民税を毎月納付から年2回の納付に変更することができます。（地方税法第321条の5の2）

《条件》

- ① 承認を受けようとする事業所等において、給与の支払いを受ける者が常時10人未満であること。
- ② 承認の取消（上記①の条件にのみ該当しなくなった場合を除く）の通知を受けた日から1年以上経過していること。
- ③ 本市の徴収金に滞納がないこと。

《納入時期》

- ① 6月から11月分：12月10日まで
 - ② 12月から翌年5月分：6月10日まで
- ※ 10日が金融機関の休業日のときは、翌営業日が納期限となります。

《申請方法》

「納期の特例に関する承認申請書」に必要事項を記入のうえ、越前市税務課に提出し、審査を受けます。（郵送可）

審査後、事業所に結果を通知します。審査には概ね一週間程度かかります。上記の条件を満たしていない場合は、審査に時間がかかる場合があります。

なお、年度途中でも申請は可能です。その場合は、未納分のみ納期の特例を適用します。

《条件を満たさなくなった場合》

上記条件を満たさなくなった場合、「納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」の提出が必要となります。

《各申請書・届出書について》

越前市のホームページからダウンロードすることができますので、ご利用ください。

納期の特例

検索

10. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）が、退職手当等の支払の際に、退職所得に係る市民税・県民税を特別徴収（天引き）して、翌月 10 日までに納入してください。納入書の「退職所得分」欄及び納入済通知書の裏面の「納入申告書」に必要事項を記入して納入してください。

なお、納入申告内訳書（P14）も必ず提出してください。

《退職所得に係る市民税・県民税の計算方法》

① 退職所得の金額＝（収入金額（退職金の額）－退職所得控除額）×1/2 （千円未満の端数切捨て）

※ 勤続年数に 1 年未満の端数がある場合は切り上げて 1 年とします。

※ 障害者になったことにより退職した場合には、退職所得控除額に 100 万円加算した額が控除されます。

※ 勤続年数 5 年以下の法人役員等の退職金については 1/2 は乗じません。

※ 2 か所以上から退職所得がある場合、上記の計算式のうち、「収入金額（退職金の額）」の部分は「退職金の合計額」として計算します。

また、それぞれの勤続年数を合わせた年数を勤続年数とします。（重複期間は合わせません）

② 退職所得の金額①に税率（市民税 6%、県民税 4%）を適用して計算します。

市民税・県民税額＝退職所得の金額①×税率（市民税 6%、県民税 4%）（百円未満の端数切捨て）

退職所得控除額算出表

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円×勤続年数（80 万円に満たないときは 80 万円）
20 年超	800 万円＋70 万円×（勤続年数－20 年）

《特別徴収票の提出について》

退職者が法人の役員等であるときは「特別徴収票」を 2 部作成し、1 部を退職後 1 か月以内に市に提出し、1 部を退職者に交付してください。

退職者が一般の従業員等であるときは「特別徴収票」を 1 部作成し、退職者に交付してください。市に提出する必要はありません。

◎令和 4 年分以後からの変更点

勤続年数 5 年以下の短期勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものは「短期退職手当等」ということとされました。

《短期退職手当等に係る退職所得の計算方法》

① 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額≤300 万円の場合

退職所得の金額＝（収入金額（短期退職手当等の金額）－退職所得控除額）×1/2 （千円未満の端数切捨て）

② 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額＞300 万円の場合

退職所得の金額＝150 万円（注 1）＋{収入金額（短期退職手当等の金額）－（300 万円＋退職所得控除額）}（注 2）（千円未満の端数切捨て）

（注 1）300 万円以下の部分の退職所得の金額

（注 2）300 万円を超える部分の退職所得の金額

《退職所得に係る市民税・県民税の計算方法》

市民税・県民税額＝退職所得の金額×税率（市民税 6%、県民税 4%）（百円未満の端数切捨て）

特別徴収税額の納入について

- ◎ 特別徴収税額の第1回目の月割額は、6月中に支払う給与から徴収し、それ以降翌年の5月まで、毎月給与を支払う際に順次徴収して翌月の10日（10日が金融機関の休業日のときは、翌営業日）までに指定する金融機関へ納入してください。
- ◎ 退職所得分、延滞金、督促手数料を納付する場合は、給与分に含めず納入金額（2）のそれぞれの欄に記入して納入してください。なお、退職所得分を納入される場合は納入済通知書裏面の「納入申告書」に必要事項を記入してください。
- ◎ 納入書に記入する場合、必ず黒字で記入してください。
- ◎ 特別徴収税額に訂正がある場合は、納入金額（1）の欄の金額を横線で抹消し、納入金額（2）の欄に正しい金額を記入して納入してください。また、一括徴収分は給与分に含めて記入してください。
- ◎ 納入金額に変更がない場合は、納入金額（2）の欄には金額を記入せずに納入してください。
- ◎ 同じ要領で領収証書、納入書、納入済通知書それぞれにご記入ください。

※記載例（金額を訂正する場合）

納入通知書はすべて年月分の記載がありますので、ご注意ください。
白紙の納付書を使用する際は、△△年〇〇月分と必ずご記入ください。

貴事業所の特別徴収義務者指定番号です。

福井県 越前市		個人市民税 個人県民税		納入済通知書 ㊤	
市区町村コード		口座番号		加入者名	
1 8 2 0 9 5		00740-7-960391		越前市会計管理者	
年 月 分 指 定 番 号		納入金額(1)		納入金額(2)	
△△ 0 7		15,000			
182095		給与分 (一括徴収分を含む)		億 千 百 十 万 千 百 十 円	
				2 7 0 0 0	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線(黒字)で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		退職所得分			
納期限 △△年 8月 10日		延滞金			
取りまとめ局 金沢貯金事務センター		督促手数料			
		合計額		2 7 0 0 0	
領収日付印		(特別徴収義務者)		納	
		〒 915-〇〇〇〇			
		住所 越前市□□町 1-2			
		氏名 〇〇株式会社			

上記のとおり通知します。

越前市指定金融機関 ㈱福井銀行 武生支店

印字された金額を黒の二重線で消してください。

正しい金額を記入してください。
(例：15,000 円→27,000 円に訂正)

退職所得に係る市民税・県民税を納入する場合は、この欄に記入してください。

事業所の住所・名称等に変更がありましたら、「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」(P13)を提出してください。住所・名称等に変更があっても、残りの納入書はそのまま使用できます。

市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書について

- ◎ 事業主を特別徴収義務者として指定し、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を5月中に事業主宛てに送付します。また、従業員の異動や期限後申告等により税額に変更が生じた場合は、随時「変更通知」を送付します。（毎月15日頃発送）

<税額通知書の見方について（例）>

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

915-〇〇〇〇

越前市〇〇町1-2

〇〇株式会社

御中

③(9999)

① 特別徴収税額		円	課税人員		非課税人員
		432,000	3		0
月割額	人数	税額	人数	税額	
	6月分	3 37,100	12月分	3 35,900	
	7月分	3 35,900	1月分	3 35,900	
	8月分	3 35,900	2月分	3 35,900	
	9月分	3 35,900	3月分	3 35,900	
	10月分	3 35,900	4月分	3 35,900	
	11月分	3 35,900	5月分	3 35,900	

②

指定 番号	9999	通知 番号	12345-6	市町村 コード	182095	受給者 番号	2001	特別徴 収税額	215,600	月 割 額	6月分	18,700	10月分	17,900	2月分	17,900	(摘要)
									7月分		17,900	11月分	17,900	3月分	17,900		
									8月分		17,900	12月分	17,900	4月分	17,900		
									9月分		17,900	1月分	17,900	5月分	17,900		
									変更月		月						
住 所				氏 名		個 人 番 号											
〇〇市□□町234番地				福井 一郎		*****											

指定 番号	9999	通知 番号	23456-7	市町村 コード	182095	受給者 番号	2002	特別徴 収税額	75,700	月 割 額	6月分	6,400	10月分	6,300	2月分	6,300	(摘要)
									7月分		6,300	11月分	6,300	3月分	6,300		
									8月分		6,300	12月分	6,300	4月分	6,300		
									9月分		6,300	1月分	6,300	5月分	6,300		
									変更月		月						
住 所				氏 名		個 人 番 号											
〇〇市△△町123番地				福井 花子		*****											

- ① 特別徴収（給与天引き）していただく全従業員の「人数」及び「月別合計金額」が記載されています。
- ② 従業員個人の月割額が記載されています。（税額変更通知書の場合は、変更になった従業員のみが記載されます。）
- ③ 貴事業所を識別するための「特別徴収義務者指定番号」が記載されています。給与所得者異動届出書や給与支払報告書（総括表）等を提出される際には、こちらの番号を記載してください。

※ 住所については、賦課期日（令和6年1月1日）時点の住所を記載しています。

「特別徴収への切替申請書」の書き方

※特別徴収に切替が可能なのは、普通徴収の納期限を過ぎていない未徴収税額のみです。
納期限が過ぎたものについては、従業員個人で納付するよう案内してください。

※法人番号の指定を受けていない場合は、事業主の個人番号を記載してください。

給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収への切替申請書

※4月1日現在65歳以上の方の公的年金に係る市民税・県民税は、給与所得等から特別徴収することはできません。

越前市長 殿	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所又は所在地 〒915-8530 越前市府中一丁目13-7	法人番号 ※1	
令和 6 年 6 月 14 日提出		氏名又は名称 〇〇株式会社	特別徴収義務者指定番号	9999
			電話番号	0778-22-0000
			部署名 担当者名	総務課 税務 花子
新規事業者の場合のみ記入		氏名(名称)のフリガナ		
給与天引きを開始したい月を記入してください。 特別徴収の開始月は、提出時の2か月後を目安にしてください。		送付先住所 ※ある場合のみ記入		

次の納税者について 8 月分 (9 月 10日納入) から特別徴収を希望します。

個人の納付書で納入済みの税額を記入してください。

氏名・生年月日	(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 納付済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	申請理由
フリガナ セイム タロウ					
税務 太郎					
S44年 4月 1日生	40,000 円	10,000 円	30,000 円	R6・7・1	① 入社 ② 正社員 ③ 本人希望 ④ 復職 ⑤ その他
1月1日現在の住所		(第 1 期分まで)			
越前市 □□町 1-1					

特記事項 ※至急税額を知りたい場合は、連絡希望の旨を記入してください。

8月21日までに税額を知りたいので、ご連絡ください。

- ※1 二重納付防止のため、普通徴収での納付済分について、必ず本人にご確認ください。
- ※2 原則として、普通徴収の納期が過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。
(1期:6月末、2期:8月末、3期:10月末、4期:1月末 以降は随時時期。)
- ※3 申請をいただいてから税額通知の発送まで、およそ半月から1か月半程度かかります。
- 例:〇月〇日までに税額を知りたいです。納付書は不要です。等

※市記入欄

宛名コード			
月割		期割	
済月	開始	済期	開始
処理日		入 力	
/		L / M	
口座	全期・期別・無 停止 ()	Tel	済

備考

賦課年度 1. R6 2. R7

* 複写してご使用ください。

「給与所得者異動届出書」の書き方

市民税・県民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

この異動届は異動の事由があった月の翌月10日までに提出してください。遅延すると、異動した従業員の未徴収税額が事業主の未納とみなされ、事業主に督促状が届いたり、従業員本人へも税額通知が遅れることで一度に多額の税額が請求されることがあります。早めのご提出をお願いします。

越前市長 殿		令和 6 年 8 月 31 日提出		年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
所在地 越前市府中一丁目13-7		フリガナ マルマルカフシキガイシャ		特別徴収義務者 指定番号 9999	
氏名又は名称 〇〇株式会社		法人番号の指定を受けていない場合は、事業主の個人番号を記載してください。		号 5	
個人番号又は法人番号		当絡者先 氏名 税務 花子		電話 0778-22-0000 内線 (1234)	
フリガナ セイム タロウ		氏名 税務 太郎		異動後の未徴収税額の徴収方法	
生年月日 S47年 4月 1日		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	
個人番号		(イ) 徴収済額 30,000 円		異動日 R6 年 1 月 1 日	
受給者番号 ZEIMU12345		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 90,000 円		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
住所 越前市〇〇町1-1		6 月から 8 月まで		9 月から 5 月まで	
異動後の住所		初めて越前市で特別徴収をする場合は○をしてください。過去に特別徴収をしたことがある場合は、指定番号を記載してください。		1. 特別徴収継続の特別徴収義務指定番号	
1. 特別徴収継続の特別徴収義務指定番号		新規 法人番号		新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を 9 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
所在地 越前市大手3丁目17-1		フリガナ サンカクサンカクカフシキガイシャ		所属 給与センター	
氏名又は名称 △△株式会社		担当者連絡先 越前 税子		受給者番号 SANKAKU-1	
2. 一括徴収の場合		1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
理由 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		3. 死亡による退職であるため	
必ず(ウ)の金額と同額になるようにしてください。		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 90,000 円		左記の一括徴収した税額は、9 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
3. 普通徴収の場合		宛名コード		処理日 / L / M	
1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		3. 死亡による退職であるため	
* 複写してご使用ください。		※市記入欄		賦課年度 R6 / R7	

「特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書」の書き方

※法人番号の指定を受けていない場合は事業主の個人番号を記載してください。

特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書

変更があった場合は速やかに提出してください。

法人番号※

特別徴収義務者欄の住所・事業所名は新・旧どちらでも結構です。

令和 6 年 4 月 15 日提出

(特別徴収義務者) 給与支払者

住所
又は
所在地

〒 915-8530
越前市府中一丁目 13-7

氏名
又は
名称

〇〇株式会社

特別徴収義務者
指定番号

9999

電話番号

0778-22-0000

部署名
担当者名

総務課
税務 花子

変更があった事項について、必ず変更前・変更後の両方の欄に記入してください。
記載する際は必ずフリガナをご記入ください。

変更年月日

令和6年4月1日

事項	変更前	変更後
フリガナ	エチゼンシフチュウ	エチゼンシホウライチョウ
住所 又は 所在地	〒 915-8530 越前市府中一丁目 13-7	〒 915-0074 越前市蓬萊町 8-10
フリガナ	マルマルカフシキガイシャ	マルサンカクカフシキガイシャ
氏名 又は 名称	〇〇株式会社	〇△株式会社
フリガナ	エチゼンシフチュウ	エチゼンシフチュウ シカクビル
送付先	〒 915-8530 越前市府中一丁目 13-7	〒 915-8530 越前市府中一丁目 2-3 □ビル2階
電話番号		
変更の事由	1 氏名又は名称の変更 ☒ A 登記変更あり B 登記変更なし 2 住所又は所在地の変更 ☒ A 登記変更あり B 登記変更なし	3 送付先変更 4 合併 5 その他 ()
備考	・代表者のみ変更した場合は、この届出書を提出する必要はありません。 ・納入書等は、変更前のものをそのまま使用してください。 ・合併の場合は、異動となる給与所得者について異動届（前項）をご提出ください。 履歴事項全部証明書（コピー可）を添付いただければ、法人市民税の異動申告書を兼ねることが出来ます。	

※法人番号を記載してください。法人番号の指定を受けていない場合は、記載の必要はありません。

* 複写してご使用ください。

市記入欄		
住	固定	法人
L / M		
(/)	(/)	(/)

「退職所得に係る特別徴収税額納入申告内訳書」の書き方

法人番号の指定を受けていない場合は、事業主の個人番号を記載してください。

退職所得に係る 市民税・県民税 特別徴収税額納入申告内訳書

法人番号又は
個人番号

特別徴収義務者
指定番号

9999

電話番号

0778-22-0000

部署名
担当者名

総務課
越前 税子

越前市長 殿

給与支払者
(特別徴収義務者)

住所
又は
所在地

〒915-8530
越前市府中一丁目13-7

氏名
又は
名称

〇〇株式会社

令和 6 年 8 月 13 日提出

退職される方の
個人番号の記載
が必要です。

令和 6 年 7 月分

納入年月日

令和 6 年 8 月 13 日

人員

2 人

納入税額

176,000 円

退職手当等の支払いを受ける者の
個人番号・住所・氏名

退職手当等の支払金額
勤続期間及び勤続年数

他の退職手当等がある場合※1
支払金額及び勤続期間等

今回徴収した市民税・県民税額※2
市民税 県民税 合計

退職区分

退職所得申告書
提出の有無

個人番号

14,223,632

市民税 円

県民税 円

合計 円

普通

一般

有
無

退職した年の1月1日現在の住所
越前市

〇〇町1-1

自 H12 年 6 月 1 日

退職区分 一般・特定役員

県民税 円

81,600

54,400

136,000

障害

特定役員

氏名

税務 太郎

至 R6 年 7 月 31 日

至 年 月 日

勤続年数

年 ※3

S44 年 4 月 1 日生

勤続年数 25 年 ※3

勤続年数 年 ※3

個人番号

1,500,000

32,500,000

市民税 円

県民税 円

合計 円

普通

一般

有
無

退職した年の1月1日現在の住所
越前市

△△町1-2

自 R3 年 4 月 1 日

退職区分 一般・特定役員

県民税 円

24,000

16,000

40,000

障害

特定役員

氏名

税務 花子

至 R6 年 7 月 15 日

至 R6 年 2 月 27 日

勤続年数

31 年 ※3

S33 年 5 月 30 日生

勤続年数 4 年 ※3

勤続年数 年 ※3

個人番号

退職した年の1月1日現在の住所
越前市

氏名

年 月 日生

勤続年数 年 ※3

勤続年数 年 ※3

※1 他の退職手当等が特定役員等の退職手当である場合は特別徴収票を、
他の退職手当等の支払を2事業者以上で受けている場合は明細を添付してください。

※2 100円未満の端数は、切捨てです。

※3 1年未満の勤続年数は、切上げです。

障害者になったことに直接起因して退職した場合は
「障害」に○をつけてください。

* 複写してご使用ください。

※これは原本（保管用）です。複写してお使いください。

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収への切替申請書

※4月1日現在65歳以上の方の公的年金に係る市民税・県民税は、給与所得等から特別徴収することはできません。

越前市長 殿	(特別徴収義務者)	住所又は所在地	〒	法人番号														
		氏名又は名称		特別徴収義務者指定番号														
				電話番号														
				部署名 担当者名														
令和 年 月 日提出																		
新規事業者の場合のみ記入 (指定番号をもっていない事業者)		氏名(名称)のフリガナ	〒															
		送付先住所※ある場合のみ記入																

次の納税者について 月分 (月 日納入) から特別徴収を希望します。(開始月は、提出時の2か月後を目安にしてください。)

氏名・生年月日	(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 納付済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	申請理由
フリガナ					
年 月 日生	円	円	円	・	1 入社 2 正社員 3 本人希望 4 復職 5 その他 []
1月1日現在の住所		(第 期分まで)			
越前市					

特記事項 ※至急税額を知りたい場合は、連絡希望の旨を記入してください。

※市記入欄

宛名コード			
月割		期割	
済月	開始	済期	開始
処理日		入 力	
/		L / M	
口座	全期・期別・無 停止 ()	Tel	済
			/

備考		
	賦課年度	1. R6 2. R7

- ※1 二重納付防止のため、普通徴収での納付済分について、必ず本人にご確認ください。
- ※2 原則として、普通徴収の納期が過ぎたものについては、特別徴収への切り替えはできません。
(1期:6月末、2期:8月末、3期:10月末、4期:1月末 以降は随時期。)
- ※3 申請をいただいてから税額通知の発送まで、およそ半月から1か月半程度かかります。

※これは原本（保管用）です。複写してお使いください。

市民税・県民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		
越前市長 殿 令和 年 月 日提出		〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒						
			フリガナ							
			氏名又は名称							
			個人番号 又は法人番号	※個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載						
			特別徴収義務者 指 定 番 号							
			宛 名 番 号							
			担 連 当 絡 者 先	所 属						
				氏 名						
				電 話	内線 ()					
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏 名									
	生年月日	年 月 日								
	個人番号									
	受給者番号									
	1月1日 現在の住所									
	異動後の 住所									
円 円 円 年 月 日 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由) 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)										
1. 特別徴収継続の場合										
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号			法人番号						
	所在地	〒		担 当 者 連 絡 先	所 属					
	フリガナ				氏 名					
	氏名又は名称			電 話	内線 ()					
新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。										
受 給 者 番 号 _____										
納入書の要否 (新規の場合のみ記載) ☐ 右から 番号を 1. 必要 2. 不要 記入										
2. 一括徴収の場合										
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。			
		2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日	円					
3. 普通徴収の場合										
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため			※市 記入 欄	宛名コード	処理日 / L / M			
		2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため				賦課年度 R6 / R7	備考			
3. 死亡による退職であるため					済月 開始 済期 開始					

※これは原本（保管用）です。複写してお使いください。

特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書

変更があった場合は速やかに提出してください。

法人番号※

越前市長 殿 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所 又は 所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	
		氏名 又は 名称		電話番号	
		部署名 担当者名			

誤読を避けるため、必ずフリガナをご記入ください。

変更年月日

年 月 日

事項	変更前	変更後
フリガナ		
住所 又は 所在地	〒	〒
フリガナ		
氏名 又は 名称		
フリガナ		
送付先	〒	〒
電話番号		
変更の事由	1 氏名又は名称の変更 A 登記変更あり B 登記変更なし 2 住所又は所在地の変更 A 登記変更あり B 登記変更なし	3 送付先変更 4 合併 5 その他 ()
備考	・代表者のみ変更した場合は、この届出書を提出する必要はありません。 ・納入書等は、変更前のものをそのまま使用してください。 ・合併の場合は、異動となる給与所得者について異動届（前項）をご提出ください。 履歴事項全部証明書（コピー可）を添付いただければ、法人市民税の異動申告書を兼ねることが出来ます。	

※法人番号を記載してください。法人番号の指定を受けていない場合は、記載の必要はありません。

市記入欄		
住	固定	法人
L / M		
(/)	(/)	(/)

※これは原本（保管用）です。複写してお使いください。

退職所得に係る 市民税・県民税 特別徴収税額納入申告内訳書

越前市長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所 又は 所在地	〒		法人番号又は 個人番号													
令和 年 月 日提出			氏名 又は 名称			特別徴収義務者 指定番号													
						電話番号													
						部署名 担当者名													

年 月 分	納入年月日	年 月 日	人員	人	納入税額	円
-------	-------	-------	----	---	------	---

退職手当等の支払いを受ける者の 個人番号・住所・氏名	退職手当等の支払金額 勤続期間及び勤続年数	他の退職手当等がある場合※1		今回徴収した市民税・県民税額※2			退職区分		退職所得申告書 提出の有無
		支払金額及び勤続期間等	支払済税額	市民税	県民税	合計			
個人番号	円	円	市民税 円	円	円	円	普通	一般	有・無
退職した年の1月1日現在の住所 越前市	自 年 月 日	退職区分 一般・特定役員 自 年 月 日	県民税 円						
氏名	至 年 月 日	至 年 月 日					障害	特定役員	
年 月 日生	勤続年数 年 ※3	勤続年数 年 ※3							
個人番号	円	円	市民税 円	円	円	円	普通	一般	有・無
退職した年の1月1日現在の住所 越前市	自 年 月 日	退職区分 一般・特定役員 自 年 月 日	県民税 円						
氏名	至 年 月 日	至 年 月 日					障害	特定役員	
年 月 日生	勤続年数 年 ※3	勤続年数 年 ※3							
個人番号	円	円	市民税 円	円	円	円	普通	一般	有・無
退職した年の1月1日現在の住所 越前市	自 年 月 日	退職区分 一般・特定役員 自 年 月 日	県民税 円						
氏名	至 年 月 日	至 年 月 日					障害	特定役員	
年 月 日生	勤続年数 年 ※3	勤続年数 年 ※3							

※1 他の退職手当等が特定役員等の退職手当である場合は特別徴収票を、
他の退職手当等の支払を2事業者以上で受けている場合は明細を添付してください。

※2 100円未満の端数は、切捨てです。

※3 1年未満の勤続年数は、切上げです。

ゆうちょ銀行・郵便局の 指定について

市民税・県民税の特別徴収税額の
納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用
される場合は、当市の金融機関とし
て指定しなければなりません。右の
「指定通知書」に利用されるゆうちょ
銀行店名・郵便局名を記入のうえ、
最初に納入される際、そのゆうちょ
銀行・郵便局に提出してください。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 殿

郵便局長 殿

越前市長 山 田 賢 一
(公印省略)

指 定 通 知 書

貴行・貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、
当市の市民税・県民税の特別徴収税額の納入取扱局に指定しま
したので通知します。

記

1. 口座番号 00740-7-960391
2. 加入者名 越前市会計管理者
3. 取りまとめ局 金沢貯金事務センター